**平成２９年（フ）第２号**
北海道白老郡白老町川沿２丁目７番６－２号美園団地33棟148号、前住所北海道白老郡白老町字萩野339番地104
債務者　近藤　正和
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第８３号**
福島県会津若松市飯盛３丁目15番３号、前住所福島県会津若松市桜町69番地の４
債務者　芳賀　照夫
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第１８９１号**
愛知県瀬戸市東菱野町134番地
債務者　前川亜紀子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１９０５号**
名古屋市名東区牧の原１丁目901番地　インテリジェント星ケ丘Ⅱ号館501号
債務者　稲葉　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１３２号**
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字八幡北5044番地14
債務者　渡邉　和則
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第２９２号**
愛知県一宮市三条字下り戸33番地１
債務者　ひらど館こと　森　市太郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第３２４号**
愛知県刈谷市板倉町１丁目９番地１　ユーハウス東刈谷103号
債務者　野勢　綾乃
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第２４８号**
香川県さぬき市津田町津田1390番地１
債務者　竹内　貴大
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２７１号**
香川県高松市亀田南町87番地24
債務者　近江　聖人
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２７６号**
香川県高松市木太町1890番地３　エステイム林道306
債務者　吉岡　侑亮
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２５８号**
長崎県長崎市横尾５丁目２番14―304号、旧住所長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷1918番地
債務者　松野　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３７７号**
沖縄県南城市大里字稲嶺1131番地　コーポマルキン６　103
債務者　新垣　眞惟
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第４５６５号**
大阪府東大阪市若江西新町４丁目９番22号
債務者　有吉　晴美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５７６号**
大阪府門真市宮前町13番２号　宮前ハイム１Ｆ　Ｅ号
債務者　入野　佳也
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４６０１号**
大阪府東大阪市高井田西２丁目１番３号　玉栄マンション　303号、前住所大阪府東大阪市吉松２丁目１番12号　エテルナ・長瀬403号
債務者　本多　正行
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４６０３号**
大阪市中央区松屋町住吉５番２―501号
債務者　吉田　真央
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４６０４号**
大阪府摂津市千里丘東２丁目７番２号
債務者　川井　直子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部